

マイナンバー（個人番号）について

障害福祉サービスの手続きにマイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。
マイナンバー（個人番号）を記入いただく際は、「本人確認」をさせていただきます。

次のアからウのいずれかの組み合わせの書類をご用意ください。

本人確認		
	(1) 番号確認	(2) 身元確認
ア	マイナンバーカードの裏面	マイナンバーカードの表面
イ	下記の書類のうち、いずれか1点 ●通知カード（※） ●マイナンバーが記載された住民票の写し ●住民票記載事項証明書 （※）デジタル手続法の通知カード廃止に関する規定が令和2年5月25日に施行されました。以下の場合引き続き通知カードの利用が可能です。	●A（下記の書類のうち、 <u>いずれか1点</u> ）運転免許証／運転経歴証明書／旅券／身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳／在留カード／特別永住者証明書等・官公署から発行、発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示などの措置が施されたもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）
ウ	・通知カードの記載事項が、住民票に記載されている事項と一致している場合。 ・令和2年5月25日までに記載事項に変更があったが、令和2年5月25日までに変更手続きがとられている場合。	●B（下記の書類のうち、 <u>いずれか2点</u> ）公的医療保険の被保険者証／児童扶養手当証書／特別児童扶養手当証書／担当課から送付した通知／官公署又は個人番号利用事務実施者、個人番号関係事務実施者から発行、発給された書類その他これに類する書類（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）

※ 代理人が申請する際は、代理権を確認するため、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（法定代理人）、任意の様式の委任状（任意代理人）、または官公署が発行する本人確認書類（個人番号カード、健康保険証等）が必要です。また、代理人の身元を確認する書類（本人確認書類と同様）も必要です。